

## 第5章 関係機関との連携による高齢者福祉の 推進

### 第1節 高齢者福祉の推進

高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包括的な社会である「地域共生社会」の実現に向けた基盤となりうるものです。

これらを踏まえ、地域における様々な関係機関が互いに連携協働することで、包括的な支援体制の構築や地域づくり、地域包括ケアシステムの推進などに取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要です。

#### 1 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的に、市民をはじめ地域のさまざまな組織・団体で構成された民間の福祉団体であり、社会福祉法に基づき設置されています。地域の社会福祉の推進を担う社会福祉協議会との連携は、地域包括ケアシステムの推進や地域共生社会の実現において不可欠です。

##### 【現状と課題】

地域づくりや高齢者の社会参加に係る事業について、社会福祉協議会へ委託し、連携して地域福祉の推進に取り組んでいます。

「ニーズ調査」では、家族や友人・知人以外で何かあった時に相談する相手について、医師・歯科医師と回答した人が22.4%、自治会・町内会・老人クラブと回答した人が12.5%、社会福祉協議会・民生委員と回答した人が11.2%でした。身近な相談先としての社会福祉協議会や地域の福祉関係者等と市が連携することで、高齢者の多様なニーズへ対応することが求められます。

##### 【今後の方針】

社会福祉協議会と連携することで、高齢者のニーズを共有し、解決へ向けた支援を行っていくとともに、地域課題の把握や解決に取り組みます。

#### 2 社会福祉法人との連携

社会福祉法人は、社会福祉法において、生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない、という責務が課されています。地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、社会

福祉法人と連携し地域づくりを進めていくことが必要です。

### 【現状と課題】

孤独死やひきこもり、高齢者の居場所づくり、認知症高齢者等の災害時の避難など、制度につながらない生活上の課題や市場原理では解決されない課題への対応が期待される一方で、地域のニーズの把握や情報共有が十分とはいえない現状があります。また、人材不足による対応の困難さも考えられます。

### 【今後の方針】

総合相談業務や、地域との交流の中で福祉ニーズの把握に努め、課題の共有をする中で、地域における公益的な取組の実施に向けた支援を行います。

また、社会福祉法人が運営する施設を利用する低所得者に対して独自に行っている利用者負担の減免制度を周知し、高齢者が安心して利用できる環境を整備します。

## 第2節 高齢者の居住安定に係る施策との連携

### 1 高齢者の居住安定に係る施策との連携

住まいは地域包括ケアシステムの基礎であり、地域において生活のニーズに合った住まいが提供されることが、医療や介護等のサービスが提供される前提となることから、高齢者の住まいの安定的な確保が必要です。

### 【現状と課題】

高齢期の住まいとなる主な施設は、養護老人ホーム（※1）、軽費老人ホーム（A型）（※2）、軽費老人ホーム（ケアハウス）（※3）、有料老人ホーム（※4）、サービス付き高齢者向け住宅（※5）などがあります。

住み慣れた地域や居宅での生活が続けられるよう支援する一方、居住に困難を抱える高齢者等、多様な生活ニーズに対応した住まいの確保が必要です。

#### （※1） 養護老人ホーム

養護老人ホームは、所得の少ない高齢者で環境上の理由から、在宅での生活が困難な方の入所措置のための施設として重要な役割を担うものです。利用者の社会復帰や自立を促進するために必要な支援を行います。

#### （※2） 軽費老人ホーム（A型）

軽費老人ホームは、家庭環境や住居事情等の理由により、在宅での生活が困難な高齢者が低廉な金額で利用できる施設です。現在、本市には整備されていない

ため、利用する場合は、近隣市町の施設を利用することとなります。

### (※3) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

ケアハウスは、自炊ができない程度の身体状況の低下があり、高齢のため独立して生活することが困難な高齢者に対し、「自宅」、「施設」以外の多様な「住まい方」の選択肢を提供する上で重要な役割を担う施設です。

### (※4) 有料老人ホーム

有料老人ホームは、常時1人以上の高齢者を入所させ、かつ、介護の提供、食事の提供、洗濯・掃除など家事又は健康管理のいずれかのサービスを行うことを目的として、民間活力により整備された施設です。なお、一定の基準を満たせばサービス付き高齢者向け住宅として登録が可能です。

### (※5) サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、バリアフリー構造で、専門的な資格を持った者が常駐し安否確認や生活相談などのサービスを提供する住宅であるとともに、介護保険のサービスである訪問介護や看護の事業所を併設することも可能であり、高齢者の生活を包括的に支えていく住宅です。

### 【今後の方針】

高齢者が地域で安心して生活を続けられるよう、多様なニーズに対応した居住の確保のため、社会福祉担当部門や山口県居住支援協議会と連携を図ります。

## 第3節 高齢者の社会参加と就労支援

高齢期においても就労意欲があり、生涯現役と考える人が増加しています。また、高齢者の就労意識や、知識、経験、能力に応じた就業ニーズも多様化しています。

こうしたことから、シルバー人材センターとの連携により、高齢者の就労機会の確保や働きやすい環境づくりを推進します。

### 1 シルバー人材センターとの連携

公益社団法人シルバー人材センターは、働く意欲のある高年齢者の軽易な就労機会を確保し、高齢者の豊かな経験や能力を地域のために積極的に活用するため設置されています。

### 【現状と課題】

高齢者人口の増加、生産年齢人口の減少が進む中、介護サービス分野等において、元気な高齢者の活躍が期待されています。

### 【今後の方針】

シルバー人材センターと連携し、地域における生活支援サービスの担い手など、高齢者の就労的活動と社会参加の拡大につながるよう支援します。

## 2 高齢者の就労支援

生産年齢人口が減少していく中、元気な高齢者が生きがいを持って地域で生活できるよう、高齢者の雇用支援については、定年の引上げ、継続雇用制度の導入、高齢者等の再就職の促進など、高齢者の雇用の確保に努めています。

### 【現状と課題】

少子高齢化の進展に伴い労働力が不足していくことが考えられます。年齢にかかわらず働き続けることができるよう、環境づくりを進めることが必要です。

また、高齢化に伴い介護サービスの需要が増加する一方で、生産年齢人口の減少により、介護人材が不足しています。元気な高齢者が介護職場に関心を持ち、担い手として参入できるような環境整備が必要です。

### 【今後の方針】

ハローワークや関係機関と連携し、高齢者の知識と経験の有効活用を図るため、高齢者の多様なニーズに対応した雇用・就労機会の確保を促進します。

また、元気な高齢者が人材の不足する介護分野へ関心を持ち、高齢者の活躍の場が広がるよう、介護関係者や労働部門との連携を推進します。

## 第4節 高齢者セーフティネットワークの構築

ひとり暮らしの高齢者の世帯や高齢者のみの世帯が増加している中、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するため、地域の社会資源や人材を活用するとともに、自治会長、民生児童委員、福祉員などの福祉関係者や警察などの関係機関、ボランティアなどの自主的な活動と連携し、高齢者セーフティネットワークの強化を目指します。

### 1 高齢者の消費者被害の防止

高齢者の消費者被害防止に向け、関係部門と連携し、地域で見守る体制の構築を行っています。

### 【現状と課題】

本市においても、市役所職員や警察官等になりすまして、暗証番号を聞き出し、

キャッシュカードや通帳等をだまし取るなどの「うそ電話詐欺」被害が発生しています。高齢者の消費者被害は、だまされたことに気付きにくい、被害に遭っても誰にも相談しないなどの特徴があり、被害が潜在化・拡大化しやすい傾向があります。高齢者の消費者被害を防ぐためには、高齢者への普及啓発のほか、高齢者の身近にいる関係者が日頃から様子を気かけ、何らかの異変に気付いた場合には、消費生活センター等の相談機関へ連絡するなど、地域の関係機関が連携して高齢者の見守りを行うネットワークを構築し、地域で取り組むことが必要です。

### 【今後の方針】

高齢者の消費者被害を未然に防止するため、広くうそ電話詐欺等について周知するため、広報紙やチラシ、出前講座等様々な手法を使って消費者教育を推進します。

また、既存の見守りネットワークや地域ケア会議等を活用しつつ、関係部署・機関の連携体制のネットワーク構築に努め、高齢者を消費者被害から守る取り組みを推進します。

## 2 交通安全と治安の確保

警察や関係機関と連携して、交通安全に関する教育や防犯意識の普及啓発を行っています。

### 【現状と課題】

高齢社会が進展する中で、高齢者が関与する交通事故や犯罪が増加傾向にあります。悲惨な交通事故から高齢者を守るため、交通安全施設の整備はもとより、交通安全意識の普及啓発や、ドライバー等の交通ルール遵守及びマナーの向上等交通安全教育の推進が必要です。また、地域社会の犯罪を未然に防ぐため、警察や関係機関との連携強化が必要です。

### 【今後の方針】

交通安全意識を高めることを目的として交通安全教育等を推進するとともに、高齢ドライバーに対しては、運転免許証返納後の生活についての相談や運転卒業証制度（※）の紹介など、返納しやすい環境づくりに取り組みます。また、高齢者の交通事故の未然防止を図るため、山陽小野田市交通安全対策協議会（事務局・生活安全課）を中心に交通安全活動を促進します。

また、地域社会の犯罪を未然に防止する観点から、警察と連携し、地域住民の自主的な防犯活動を支援します。

※「運転卒業証制度」とは

65歳以上の方で運転免許証を有効期限内に自主的に返納された方を対象に、協賛企業・団体に運転経歴証明書又は運転卒業サポート手帳を掲示すること



によって、タクシーの運賃割引や各種施設の料金割引など、様々なサービスを受けることができます。

### 第5節 災害時及び感染症に対する備え

#### 1 災害時に対する備え

災害時等に適切な対応ができるよう、普及啓発に努めるとともに、防災部門などの関係機関と連携して、災害時の備えに取り組んでいます。

##### 【現状と課題】

近年豪雨や台風による被害など、自然災害が全国的に増加傾向にあります。本市においても、高潮被害や洪水被害の経験があることから、災害発生時に適切な対応ができるよう、市民への普及啓発が重要です。

また、災害時に要介護者等が適切に避難できるよう、山陽小野田市地域防災計画に基づき、関係機関と避難方法等を情報共有しておくなど、平時からの備えが重要です。

##### 【今後の方針】

注意報や警報などの発表時や災害が発生した時に、高齢者自身が的確な判断に基づき行動できるよう、災害ハザードマップや避難方法に関する普及啓発等を行っていきます。

また、避難に支援を要する高齢者等に対し、適切な支援が行えるよう、平時から地域や関係部局、介護サービス事業所等の関係者と連携を図ります。



### 2 感染症に対する備え

新型コロナウイルス感染症等を踏まえ、感染予防対策の周知を行うとともに、感染拡大防止対策について関係機関と連携して取り組んでいます。

#### 【現状と課題】

新型コロナウイルス等に高齢者が感染した場合、重症化しやすいことから、感染しないための予防の徹底が必要です。一方で、感染予防のため、高齢者の活動が制限され、家に閉じこもりがちになることが考えられ、フレイル（虚弱）などの健康への影響が考えられます。

#### 【今後の方針】

高齢者への感染予防に関する普及啓発を進めるとともに、感染症予防を図りつつ健康の維持ができるよう、介護予防等に関する広報活動による情報提供を行います。また、高齢者と関わる介護サービス事業所等と連携し、感染症対策についての周知を行うとともに、感染症が発生した場合においては、山陽小野田市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいた適切な対応ができるよう、感染症に備えた取組を行います。

